

# 全日本アンサンブルコンテスト中国大会実施規定

**第1条** 全日本アンサンブルコンテスト中国大会は各県吹奏楽連盟から推薦されたチームが参加して毎年2月に実施する。

**第2条** 主管県は、その年毎に中国五県の持ち回りとし、その順は次のとおりとする。  
鳥取 — 岡山 — 山口 — 島根 — 広島

**第3条** 選抜母体となる県吹奏楽連盟は次のとおりとする。  
鳥取県吹奏楽連盟  
島根県吹奏楽連盟  
岡山県吹奏楽連盟  
広島県吹奏楽連盟  
山口県吹奏楽連盟

**第4条** 理事会はその年度の実施期日・会場など必要事項を毎年10月に決定する。

## (実施部門)

**第5条** 実施部門を次のとおりとし参加チームは所属する部門に参加する。

- ① 中学生の部    ② 高等学校の部    ③ 大学の部    ④ 職場・一般の部

## (参加規定)

**第6条** 参加チームの編成は3名以上8名までとする。

**第7条** 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- ① 中学生の部  
同一中学校に在籍、または校外で活動する単独校や数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童の参加は認める。)
- ② 高等学校の部  
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- ③ 大学の部  
同一の大学に在籍している学生とする。
- ④ 職場・一般の部  
当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

**第8条** 参加グループの人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

## (演奏)

**第9条** 参加グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

**第10条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただしコントラバスのみによる編成及びリコーダーは認めない。

- 2 同一パートを2名以上で演奏する事は認めない。  
3 独立した指揮者は認めない。

**第11条** 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

**第12条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲家の死後およそ70年を経ている大半の作品には著作権が存在する。  
2) 編曲の許諾は日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

**第13条** 演奏時間は5分以内とする

**第14条** 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

- (注) 1) 集計表の評価の欄は無記入とし、結果の欄に「失格」を記入する。  
2) 団体には賞状は渡さない。講評用紙についてはそのまま団体の代表者に渡す。

#### (県代表)

**第15条** 全日本アンサンブルコンテスト中国大会に各県より推薦するチーム数は次のとおりとする。

- ① 中学生の部・・・7チーム以内  
※ただし、主管県は1チーム増とする。
- ② 高等学校の部・・・7チーム以内  
※ただし、主管県は1チーム増とする。
- ③ 大学の部・・・2チーム以内
- ④ 職場・一般の部・・・職場加盟団体から2チーム以内、一般加盟団体から3チーム以内

**第16条** 各県吹奏楽連盟は全日本アンサンブルコンテスト中国大会開催日の2週間以前に県大会を実施し、各部門の代表チームを理事長・主管県の理事長に報告する。

#### (審査員)

**第17条** 審査員の構成と人選については、次のとおりとする。

- ① 中国5県以外（主たる勤務先として）から5名の審査員を委嘱する。
- ② 構成は木管・金管・打楽器の各分野から1名と、作曲・指揮・指導者を含むすべての分野から（打楽器は除く）2名の計5名とする。
- ③ 当該年度の総会において、各県から5名を推薦し、常任理事の投票（5名連記）によりその交渉順位を決定する。各県吹奏楽連盟は、当該年度の審査員該当者を県大会の審査員としない。
- ④ その決定に従って理事長が交渉し、委嘱する。
- ⑤ 同一審査員による連続審査は2年を限度とする。

**第18条** 審査方法は全日本アンサンブルコンテスト中国大会審査内規による。

**第19条** 部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

#### (代表チーム)

**第20条** 全日本アンサンブルコンテストの代表チームはその実施規定に従い、各部門の金賞受賞チームの中から理事長が推薦する。

#### (共催・後援・協賛)

**第21条** 全日本アンサンブルコンテスト中国大会の実施に当たって理事長が必要と認めた場合は共催または後援・協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

**第22条** 全日本アンサンブルコンテスト中国大会の実行委員会は主管県でこれを組織する。

**第23条** 開催上の細目については実行委員会が定める。

**第24条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

**第25条** この規定は昭和61年4月より施行する。

平成 2年 5月12日	一部改定	平成 4年 5月 9日	一部改定
平成 5年 5月 7日	一部改定	平成 7年10月 7日	一部改定
平成15年 5月 9日	一部改定	平成16年 5月14日	一部改定
平成17年 2月 5日	一部改定	平成21年 5月 8日	一部改定
平成21年10月 4日	一部改正	平成22年10月 3日	一部改定
平成26年 5月 9日	一部改定	平成30年 3月26日	一部改定
平成31年 4月26日	一部改定	令和4 年 4月28日	一部改訂
令和5 年 4月28日	一部改正		